

令和 6 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 0， 2 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5， 7 5 5， 5 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

歳入

計 合 入 歳

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款		項
1 議 会 費		
		1 議 会 費
2 総 務 費		
		1 総 務 管 理 費
		2 企 画 費
		3 徴 税 費
		4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
		6 防 災 費
		7 統 計 調 査 費
3 民 生 費		
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
		5 福 祉 施 設 費
4 衛 生 費		
		1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費		
		1 農 業 費
7 商 工 費		
		1 商 工 費
8 土 木 費		
		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		4 都 市 計 画 費
		5 住 宅 費
9 消 防 費		
		1 消 防 費
10 教 育 費		
		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費
		3 中 学 校 費
		4 社 会 教 育 費
		5 保 健 体 育 費

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
150,709	△327	150,382
150,709	△327	150,382
2,149,145	38,300	2,187,445
1,190,196	14,767	1,204,963
147,694	2,871	150,565
491,805	△2,050	489,755
127,770	△9,133	118,637
187,495	31,840	219,335
2,966	5	2,971
5,767,457	66,412	5,833,869
2,586,876	43,590	2,630,466
2,785,524	14,861	2,800,385
328,901	5,802	334,703
66,151	2,159	68,310
1,013,934	△16,768	997,166
560,693	△16,768	543,925
574,699	12,301	587,000
568,335	12,301	580,636
111,512	△8,655	102,857
111,512	△8,655	102,857
925,366	46,584	971,950
32,007	16,703	48,710
236,566	14,545	251,111
604,147	15,209	619,356
21,724	127	21,851
556,474	0	556,474
556,474	0	556,474
2,483,876	22,439	2,506,315
151,108	△780	150,328
1,391,977	19,048	1,411,025
151,728	3,109	154,837
293,452	3,554	297,006
495,611	△2,492	493,119

款		項	
歲		計	
出		合	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
15,595,245	160,286	15,755,531

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
8 土木費	4 都市計画費	中央市道玉穂中央通り線整備事業	66,632

令和 6 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 9 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 1 4 0, 8 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款			項		
6 繰	入	金			
			1 一	般 会 計	繰 入 金
歳 入			合 計		

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 245 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 502,120 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

歳入

款			項		
3 繰	入	金			
			1 一	般 会 計	繰 入 金
歳 入			合 計		

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,876 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,269,774 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款						項						
1 保 險 料												
						1 介 護 保 險 料						
3 国 庫 支 出 金												
						2 国 庫 補 助 金						
5 県 支 出 金												
						2 県 補 助 金						
7 繰 入 金												
						1 一 般 会 計 繰 入 金						
8 繰 越 金												
						1 繰 越 金						
歳 入						合 計						

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,088 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,086 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75,740 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歲入

款		項	
4 繰	入	金	
		1 一	般 会 計 繰 入 金
歳		合 計	

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度中央市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第 1 款 簡易水道事業費用	1 8 8， 5 3 8 千円	6， 0 1 6 千円	1 9 4， 5 5 4 千円	
第 1 項 営 業 費 用	1 7 1， 9 9 6 千円	6， 0 1 6 千円	1 7 8， 0 1 2 千円	

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	2 0， 5 9 1 千円	8 1 6 千円	2 1， 4 0 7 千円

令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業収益	812,617千円	1,985千円	814,602千円
第2項 営業外収益	505,476千円	1,985千円	507,461千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業費用	812,617千円	1,985千円	814,602千円
第1項 営業費用	720,229千円	1,985千円	722,214千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額124,865千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,599千円、当年度分損益勘定留保資金92,266千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	877,854千円	△78,401千円	799,453千円
第1項 企業債	509,700千円	△33,100千円	476,600千円
第2項 補助金	350,744千円	△45,301千円	305,443千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	1,012,106千円	△87,788千円	924,318千円
第1項 建設改良費	465,867千円	△87,788千円	378,079千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

「

表中

公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	2 3 3, 0 0 0 千円
------------------------	--------------------

」

を

「

公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	1 9 9, 9 0 0 千円
------------------------	--------------------

」

に

改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	3 0, 3 5 7 千円	2, 5 9 6 千円	3 2, 9 5 3 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「3 8 7, 9 3 9 千円」を「4 0 1, 4 4 0 千円」に改める。

令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 農業集落排水事業収益	279,266千円	4,749千円	284,015千円
第2項 営業外収益	241,304千円	4,749千円	246,053千円

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 農業集落排水事業費用	279,266千円	4,749千円	284,015千円
第1項 営業費用	266,887千円	4,285千円	271,172千円
第2項 営業外費用	10,940千円	464千円	11,404千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	393,367千円	2,992千円	396,359千円
第2項 補助金	153,367千円	2,992千円	156,359千円

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	426,638千円	2,992千円	429,630千円
第1項 建設改良費	313,338千円	2,992千円	316,330千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	14,780千円	185千円	14,965千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「206,701千円」を「214,442千円」に改める。